

議 案 第 55 号

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例制定の件

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月15日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例を制定するも  
のである。

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例

(摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年摂津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第  
21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び  
民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法  
律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。  
以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に  
利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する  
業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用  
乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定す  
る犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条第2項第1号中「地域限定保育士」の次に「（以下「地域限定保育士」  
という。）」を、「国家戦略特別区域限定保育士」の次に「（以下「国家戦略特  
別区域限定保育士」という。）」を加え、「。次号、第30条第3項、第32条

第3項、第45条第3項及び第48条第3項を除き、以下同じ」を削る。

第30条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第1項中「保育士」の次に「（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9項中「第30条第3項」を「地域限定保育士及び国家戦略特別区域限定保育士を含み、第30条第3項若しくは第4項」に改め、「第45条第3項」の次に「若しくは第4項」を加える。

(摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年摂津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項」を、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、なおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。